

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、生命保険募集員として業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、業務上の交通事故により負傷した（以下「本件事故」という。）。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、A病院に受診し、「頸椎捻挫、腰椎捻挫」（以下「旧傷病」という。）と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）し、平成〇年〇月〇日、治癒後障害が残存するとして、監督署長から障害等級第14級に应ずる障害補償給付を受けた。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日、業務上の交通事故により負傷し、B病院に受診し「外傷性頸部症候群」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒し、治癒後障害が残存するとして、監督署長から障害等級第7級に应ずる障害補償給付を受けている。

- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「複合性局所疼痛症候群（CRPS）、外傷後多発筋痛症」（以下「現傷病」という。）と診断された。
- 4 本件は、請求人が、現傷病は旧傷病が再発したものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の現傷病が、旧傷病の再発であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、現傷病は旧傷病の再発である旨主張していることから、再発の要件に基づき、以下検討する。

(2) D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、①請求人の身体状況は、本件事故により過大な外力が急激に加わったことへの反応によるものであり、②症状固定時に比べて、全身に著しい筋圧痛部位が広がり、全身の筋圧痛閾値も著しく低く、握力も低下して症状が悪化しており、③適切な療養を行えば、症状の改善が期待できると述べている。

(3) 一方、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、①平成〇年〇月下旬の症状の悪化は、本件事故と相当因果関係があるとは認められない、②症状の悪化は心因的なものと考えられる、③現在の症状の改善も心因的なものと推察されると述べている。

(4) 上記E医師の意見は、A病院及びC病院の各種検査所見、診療録等を踏まえ、請求人の傷病等について総合的に検討したものであり、当審査会としても、医学的経験則に基づく妥当なものであると判断する。

さらに、C病院で行われたトリガーポイントブロック注射や理学療法は、一時的な症状の緩和を目指すものであって、傷病の根治をもたらすものとは認められないものであることを勘案すると、当審査会としては、決定書理由に説示する再発の要件を満たすものとは判断し得ず、請求人の現傷病が旧傷病の再発であるとは認められない。

(5) なお、請求人及び再審請求代理人の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。